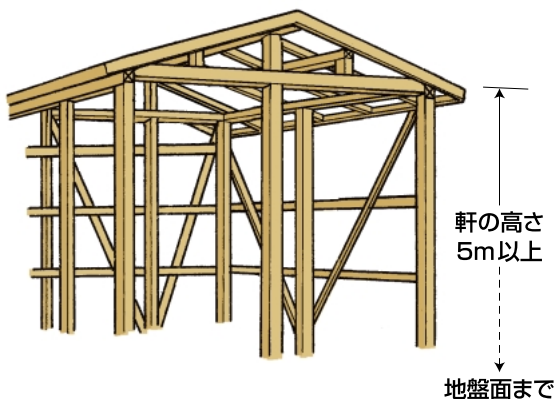


# 木造建築物の組立て等作業

## 作 (安衛則517の12)

軒の高さが5m以上の木造建築物の構造部材の組立て、  
屋根下地、外壁下地の取付け作業



## 技能講習

受講資格：①木造建築物の構造部材の組立て等の作業に3年

以上従事した経験を有する者

- ②大学、高等学校等において、  
土木又は建築に関する学科  
を専攻して卒業した者で、  
その後2年以上木造建築物の  
構造部材の組立て等の作業  
に従事した経験を有する者

③その他



技能講習用